

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。
越河小学校歯科校医 小野歯科医院 小野貴志夫、小山有美子、相場英一、跡邊芳男

市役所1階ロビーに「総合受付窓口」を開設しました



11月から国の「緊急雇用創出事業」を活用して、市役所1階ロビーに「総合案内窓口」を開設しました。窓口では東日本大震災関連の各種被災者支援情報の提供や市の各種業務、担当部署の案内などを行います。気軽にご利用ください。
※設置期間は平成24年3月末を予定。
☎復興対策室 ☎22-1561

市・県民税の減免申請はお済みですか

東日本大震災により居住する住宅(持ち家)が半壊以上の損害を受けた場合は、減免の対象となります。減免申請がお済みでない方は、早めに手続きをしてください。
☎税務課 ☎22-1313

国民年金保険料の免除・納付猶予を受けた方は追納をおすすめします

国民年金保険料の免除など(全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例)の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めたときよりも、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで受取額を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けた翌年度から数えて3年度目以降は、当時の保険料に一定額加算金が増加されます。

国民年金保険料の収納業務を民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話や文書、訪問などにより納付や免除などの手続きについてのご案内を、民間事業者に委託しています。

●委託事業者 日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体
☎022-211-7290

委託事業者が訪問して保険料を預かる場合

- ①必ず身分証を提示します。
 - ②厚生労働省(日本年金機構)が発行した納付書をお持ちの場合に限り、保険料をお預かりします。
- ※納付書をお持ちでない場合は現金をお預かりして領収書を発行することはありません。詳しくはお問い合わせください。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113
市民課 ☎22-1312
日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp

子ども手当の申請を受け付けしています

平成23年10月から、養育している子どもの年齢により、子ども手当の支給額が変わりました。制度の変更に伴い、これまで手当を受給していた方も審査が必要です。中学校卒業前までのお子さんを養育されている方で、申請書を提出していない方は、早めに手続きをしてください。
※公務員は勤務先へ申請。

平成23年10月1日現在で受給資格のある方は、平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。なお、2月期払いは平成23年12月22日(木)提出分までです(郵送も同様)。

手当月額 (平成23年10月～平成24年3月分)	
支給対象児童	支給額(月額)
0～3歳未満	15,000円
3歳～小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生(一律)	10,000円

※所得制限はありません。

平成23年10月分から平成24年1月分の手当は平成24年2月、平成24年2・3月分は平成24年6月に振り込みます。

次の方は速やかに申請してください

- ①10月以降に他の市町村へ転居した方
 - ②10月以降にお子さんが生まれた方
- ※①の方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、②の方は、お子さんが生まれた日の次の日から15日以内に必ず申請してください。申請が遅れると、遅れた月分の手当は支給されません。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

確定申告における国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の社会保険料控除

納めた国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、確定申告の際、「社会保険料控除」の対象となります。

控除対象となる保険料(税)額は、平成23年1月1日から12月31日までに納めた金額です。

納付書や口座振替(普通徴収)で保険料(税)を納めている方

領収書は、申告まで大切に保管してください。口座振替の方には、12月下旬に「市税口座振替納付済通知書」を送付します。

農業委員会選挙人名簿の登録申請にご協力ください

農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。

次の条件に該当する方は、平成24年1月1日現在の状況を「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」に記入・押印して、1月10日(火)までに提出してください。

※登録申請書は、自治会長などの農業委員会協力員が12月中旬に配布し、1月上旬に回収します。期間内に申請書が届かない場合はお問い合わせください。

選挙権を有する方

市内に住所を有する、平成4年4月1日までに生まれた満20歳以上の方で、次の要件を備える方

- ①10アール以上の農地について、耕作業務を営む方
- ②①の同居親族(6親等内の血族または3親等内の姻族)またはその配偶者の方で、年間におおむね60日以上耕作に従事する方
- ③10アール以上の農地について耕作業務を営む農業生産法人の組合員または社員の方で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

選挙人名簿の縦覧について

縦覧期間

2月23日(木)から3月8日(木)までの15日間

場所 選挙管理委員会事務局

☎農業委員会事務局 ☎22-1256

領収書を紛失したため納付額が分からない方は、申告用の確認書を税務課で発行します。

年金天引き(特別徴収)で保険料(税)を納めている方

1月中旬以降に、年金保険者から送付される公的年金の源泉徴収票をご確認ください。年金天引きのため、年金受給者本人の社会保険料控除にのみ適用となります。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の年金天引き中止申請について

国民健康保険税と後期高齢者医療

保険料は、申請により納付方法を年金天引き(特別徴収)から口座振替にすることができます。

口座振替に変更することで、口座名義人(世帯主や配偶者など)に社会保険料控除を適用することができます。詳しくはお問い合わせください。
※申請の時期により年金天引きの中止月が変わります。

※介護保険料は、年金からの天引きを中止することはできませんので、ご了承ください。

☎税務課 ☎22-1313

保険料(税)の減免申請はお済みですか

東日本大震災により国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減額または免除する減免制度があります。減免を受けるには申請が必要です。申請がお済みでない方は、早めに手続きをしてください。

主な減免理由

- ①居住する住宅が震災により半壊以上の損害を受けた場合
- ※持ち家・借家は問いません
- ②震災の影響により事業の廃止や失業した場合
- ③震災の影響により事業などの収入に減少が見込まれる場合(以下の3つ要件にすべてあてはまる方)
- ・収入の減少額が10分の3以上
- ・前年合計所得が1,000万円以下
- ・減少する事業などの所得以外の所得が400万円以下

- ④震災で納税義務者が死亡した場合
- ⑤震災で生活保護・障害者となった場合
- ⑥原発事故による避難区域・避難準備区域に住んでいた方

申請に必要な物

印鑑、り災証明書、事業の廃止・離職・収入が分かる書類など
※手続きに必要な物が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

医療費などの免除申請とは別に申請が必要です。

国民健康保険税および介護保険料は、医療費やサービス費などの免除申請とは別に減免申請が必要となります。後期高齢者医療保険料は、医療費の免除申請が済んでいれば保険料も減免申請したことになります。

☎税務課 ☎22-1313

トライアングルカレンダーを発売中！

平成22年に登別市と共同制作した姉妹都市カレンダー。今年は海老名市を加えた3姉妹都市で共同制作しました。各市の特産品が毎月抽選で当たり、3、6、9、12月はスペシャルプレゼントが当たります。応募は、カレンダーについているはがきを送るだけ！1部1,000円で、市役所2階企画情報課で好評発売中です。ぜひ、お買い求めください。
☎企画情報課 ☎22-1324

